

詳しい内容をお知りになりたい場合やご不明なことがある場合は、都道府県又は以下までお気軽にお問い合わせください。

【森林経営管理制度に関するお問い合わせ先】

支援内容	窓口	連絡先
(1)①林業経営に適した森林の経営管理の受託	林野庁 森林利用課	03-6744-2126
(1)②国有林野事業に係る伐採等の委託に当たっての配慮	林野庁 業務課 森林管理局 企画調整課 (業務調整課)	03-3591-0884
(2) 高性能林業機械の導入やマーケティングの取組等に対する補助	林野庁 経営課 (高性能林業機械) (マーケティング)	03-3502-8055 03-6744-2286
(3)①経営改善等に必要な資金の償還期間延長	林野庁 企画課	03-3502-8037
(3)②林業機械の取得等に必要な資金にかかる優遇	林野庁 企画課 (株)日本政策金融公庫	03-3502-8037 03-3270-2266
(3)③伐採及び造林の一貫作業等に必要な資金の融通	林野庁 企画課 (独)農林漁業信用基金	03-3502-8037 03-3294-5581
(4)①森林管理局等の現地検討会の開催情報の提供	林野庁 業務課 森林管理局 企画調整課 (業務調整課)	03-3591-0884
(4)②林業経営者の取組に関する情報提供	林野庁 経営課	03-6744-2287
(4)③経営改善に係るアドバイスの提供	林野庁 企画課 (独)農林漁業信用基金	03-3502-8037 03-3294-5581
(4)④補助事業、金融、税制等に関する情報提供	林野庁 森林利用課	03-6744-2126

森林経営管理制度全般についてのお問い合わせは、

林野庁 森林利用課 森林集積推進室
 ☎ 03-6744-2126
 ✉ shinrin_keieikanri@maff.go.jp
 または
 関係都道府県・市町村の林務担当部局 まで

このパンフレットの内容は、2019年4月1日現在のものであり、今後、内容に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

林
野
庁

森林の経営受託等により経営の安定化や規模拡大をお考えの民間事業者の皆様へ

効率的かつ安定的な森林の経営管理に取り組もうとする 林業経営者を支援します ～2019年4月から森林経営管理制度がスタート～

1. 森林経営管理制度とは？

森林経営管理制度とは、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立のため、森林所有者が経営・管理できない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ制度です。

- ① 市町村が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、御意向を確認
- ② 市町村にお任せしたいと回答頂いたときは、市町村と協議の上、経営管理の委託手続きを実施

市町村に委託された森林のうち、
③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託します。



森林の経営管理の受け手となる「意欲と能力のある林業経営者」(にろうとする者を含む)が持続的に林業経営を行えるよう支援

2. 「意欲と能力のある林業経営者」等になるには？

都道府県が設定する経営管理を効率的・安定的に行う能力等に関する基準を満たす民間事業者として、公表リストに掲載されることが必要です。

○都道府県が設定する基準 (※詳細は各都道府県にお問い合わせください)

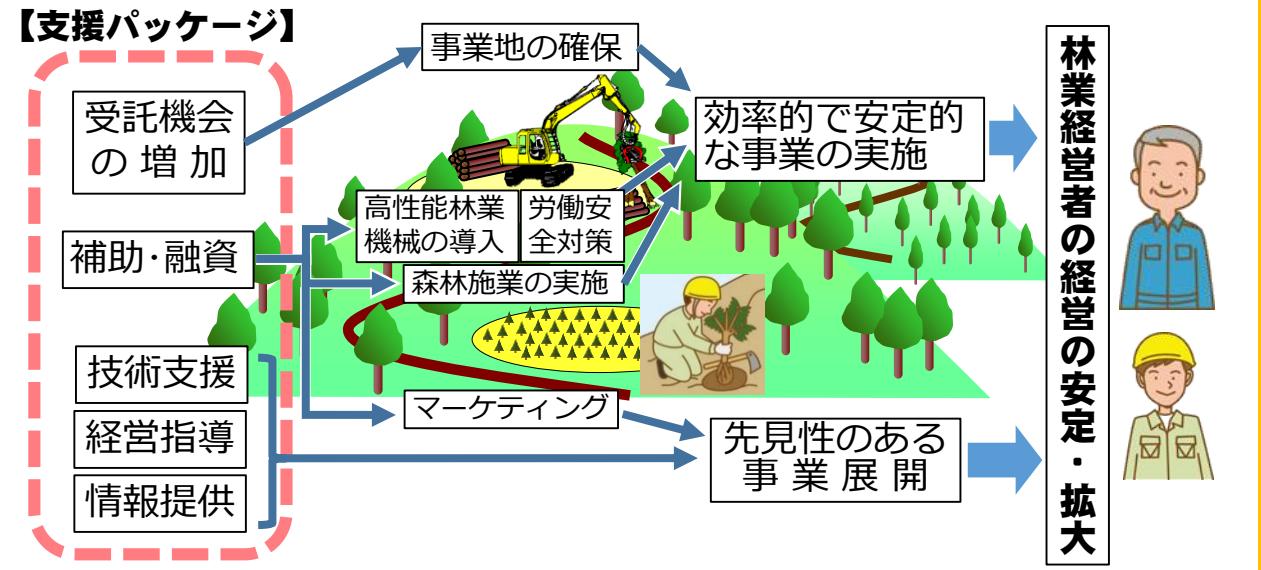
効率的かつ安定的な経営管理	(1)生産量の増加又は生産性の向上
	(2)生産管理又は流通合理化等
	(3)造林・保育の省力化・低コスト化
	(4)主伐後の再造林の確保
	(5)生産や造林・保育の実施体制の確保
	(6)伐採・造林に関する行動規範の策定等
	(7)雇用管理の改善及び労働安全対策
	(8)コンプライアンスの確保
	(9)常勤役員の設置

経理的な基礎

林業経営者の支援策一覧 ~持続的な林業経営を後押しします~

3. 支援策一覧

【林業経営者の経営の安定・拡大につながる支援パッケージ】



効率的かつ安定的な森林の経営管理に取り組もうとする林業経営者の皆様が持続的な林業経営を行うことができるよう、それぞれの段階に応じて、様々な支援策を講じています。

(1) 事業地確保の機会増加

① 林業経営に適した森林の経営管理の受託

森林経営管理制度に基づき市町村が森林所有者から委託を受けた森林について、再委託を受けることができます。

② 国有林野事業に係る伐採等の委託に当たっての配慮

国有林野事業が発注する造林・素材生産の請負事業において、総合評価落札方式による一般競争入札を実施する場合、加点されます。

(2) 高性能林業機械の導入やマーケティングの取組等に対する補助

高性能林業機械の導入や伐採及び造林の一貫作業といったハード支援に加え、マーケティングの取組等について、補助（林業・木材産業成長産業化促進対策）を受けることができます。

（※森林の経営管理の集積・集約化が見込まれる地域に対して重点的に支援。）

（※（3）②③と併せて支援を受けることができます。）

(3) 融資の優遇措置

① 経営改善や林業労働災害防止等に必要な資金の償還期間延長

林業経営改善計画をたて、都道府県から経営改善や林業労働災害防止等に取り組むために必要な資金（林業・木材産業改善資金）を借り受ける場合、償還期間を12年から15年まで延長することができます。

② 林業機械の取得等に必要な資金に係る優遇

（株）日本政策金融公庫から林業機械の取得等に必要な資金（林業構造改善事業推進資金）を借り受ける場合、最大2%、最長10年間の利子助成を受けることができます。（この他、森林経営管理法に基づき市町村から森林の経営管理の再委託を受けた者については、貸付限度額の特例を受けることができます。）

③ 伐採及び造林の一貫作業等に必要な資金の融通

林業経営改善計画又は合理化計画をたて、金融機関から伐採及び伐採後の造林を一貫して行う作業等に必要な運転資金（木材産業等高度化推進資金）を借り受ける場合、低利で融通を受けることができます。

（4）技術支援・経営指導・情報提供

① 森林管理局等の現地検討会の開催情報の提供

森林管理局等が行う経営管理に資する現地検討会等の開催情報の提供を受けることができます。

② 林業経営者の取組に関する情報提供等

全国的に収集した森林経営管理制度に基づく森林の経営管理の事例等について都道府県等から情報提供を受けることができます。

③ 経営改善に係るアドバイスの提供

（独）農林漁業信用基金により、資金繰りの分析や販売戦略等の提案といった経営改善に係るアドバイスを受けることができます。

④ 補助事業、金融、税制等に関する情報提供

補助事業、金融、税制等の内容や各種林業・木材産業施策に関する情報について都道府県等から提供を受けることができます。

【支援対象の区分】

A. 育成経営体

…育成を図る林業経営体として都道府県に選定・公表された民間事業者

B. 森林経営管理制度に基づき都道府県が公募・公表する民間事業者

…森林経営管理制度において市町村から森林の経営管理の再委託を受けることを希望する者であって、都道府県が定める要件を満たす者として公表された者

C. 森林経営管理制度に基づき市町村から森林の経営管理の再委託を受けた民間事業者

…森林経営管理制度において都道府県に公表されたBに該当する者のうち、市町村から森林の経営管理の再委託を受けている者

※（2）と併せて支援を受けることができます。